各指定障害福祉サービス事業所等の長 様

静岡県健康福祉部障害者政策課長

令和2年度静岡県相談支援従事者現任研修の開催中止及び静岡県における相談支援専門 員の臨時的な取扱いについて

日頃、本県の障害保健福祉行政の推進について格別の御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、令和2年度に開催を予定しておりました静岡県相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)の開催を中止することとしたので、お知らせします。

これに伴い、本県においては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月28日厚生労働省障害福祉課事務連絡)に基づき、下記対象者について令和4年3月31日(令和3年度末)まで現任研修を修了したものとみなす(以下「みなし期間」という。)よう臨時的に取り扱うこととしますので、御承知くださるようお願いいたします。

記

1 対象者

静岡県に所在する事業所に所属する者(所属予定の者を含む。)のうち、以下のいずれかに該当する者(令和2年度末で相談支援専門員の研修要件が失効する者。別紙参照。)

- ①平成17年度に実施された障害者ケアマネジメント従事者研修を修了し、平成18年度から平成22年度までに実施された現任研修と平成23年度から平成27年度までに実施された現任研修をいずれも修了した者のうち、平成28年度から令和元年度までに実施された現任研修を修了していない者
- ②平成22年度に実施された相談支援従事者初任者研修(以下「初任者研修」という。)を修了し、 平成23年度から平成27年度までに実施された現任研修を修了した者のうち、平成28年度か ら令和元年度までに実施された現任研修を修了していない者
- ③平成27年度に実施された初任者研修を修了した者のうち、平成28年度から令和元年度までに 実施された現任研修を修了していない者

2 留意事項

- ・この措置は、県が認める期間に限って研修を修了したものとみなす措置のため、みなし期間が 終了する令和3年度末までに現任研修を修了しなければ、令和3年度末をもって相談支援専門 員としての研修要件が失効することとなります
- ・市町村等から研修要件に該当することを確認された場合には、臨時的な取扱いの対象者である ことがわかるよう、これまでに受講した初任者研修及び現任研修の修了証書を提示してくださ
- ・研修要件が失効する年度は、<u>初任者研修</u>の修了年度を基準に定まります。<u>現任研修</u>の修了年度 は基準にはなりませんので御注意ください(別紙参照)

担 当 障害者政策班 大路 電話番号 054-221-3599

(別紙) 相談支援専門員の現任研修受講期限一覧

- ○相談支援専門員としての業務を継続するためには、<u>初任者研修を修了した翌年度から起算して5年ごとに現任研修を修了する</u>必要があります。
- ○下表「初任者研修修了年度」の該当行により、現任研修の受講期限を御確認ください。

初任者研修 修了年度	現任研修の受講期限		
	1 回目	2回目	3回目
平成 17 年度※	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2年度
平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度	令和 3年度
平成 19 年度	平成 24 年度	平成 29 年度	令和 4年度
平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5年度
平成 21 年度	平成 26 年度	令和 元年度	令和 6年度
平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2年度	令和 7年度
平成 23 年度	平成 28 年度	令和 3年度	令和 8年度
平成 24 年度	平成 29 年度	令和 4年度	令和 9年度
平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5年度	令和 10 年度
平成 26 年度	令和 元年度	令和 6年度	令和 11 年度
平成 27 年度	令和 2年度	令和 7年度	令和 12 年度
平成 28 年度	令和 3年度	令和 8年度	令和 13 年度
平成 29 年度	令和 4年度	令和 9年度	令和 14 年度
平成 30 年度	令和 5年度	令和 10 年度	令和 15 年度
令和 元年度	令和 6年度	令和 11 年度	令和 16 年度
令和 2年度	令和 7年度	令和 12 年度	令和 17 年度

※平成17年度は「静岡県障害者ケアマネジメント従事者研修」を言います

各 都道府県 障害保健福祉主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る 相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「相談支援専門員等」という。)については、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 227 号)、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 225 号)若しくは指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 226 号)に定める内容以上の現任研修又は指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)若しくは障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)に定める内容以上の更新研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けていること等を要件としているところです。

今般のコロナウイルス感染症への対応のため、都道府県の判断により、以下のとおり取り扱うことができることとしますので、管内の関係者への周知をよろしくお願いいたします。

○ 新型コロナウイルス感染症への対応のため現任研修又は更新研修が延期又は中止された結果、現任研修又は更新研修を修了することができない相談支援専門員等については、都道府県が認める期間内は現任研修又は更新研修を修了したものとみなすことができる。